

2024年度①

# 民 法

(全 3 ページ)

## 注 意 事 項

- 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
- 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
- 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
- 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

# 民 法①

I 下記についてそれぞれ 80 字以内で説明しなさい。(各 10 点)

- (1) 現存利益
- (2) 非典型担保

II 次の問題〔1〕または〔2〕のうち、1 問を選択して解答しなさい。(100 点)

〔1〕以下の文章を読んで各間に解答しなさい。

- 1 A 社の顧問をしている弁護士 B は、A 社より、「A 社は C に対して、今月末を支払期日とする 500 万円の売掛代金債権を有している。C の経営状態が非常に思わしくないという噂であり、支払ってもらえるか不安がある。」と相談を受けた。
- 2 さっそく B が調べたところ、C は業務上の失敗で業界での信用を失い、またその際に取引先にした損害賠償のために資金難に陥っていることが分かった。そして、C の現有資産は、C の自宅兼工場は借家であるが、別に所有する土地（以下「本件土地」という。）があり、価値のある財産は本件土地のみであることがわかった。本件土地の時価は 1000 万円である。
- 3 B が本件土地の登記を調べると、1 週間前の日付で、C と D との間の売買契約（以下「本件売買契約」という。）に基づく所有権移転登記手続が行われていた。
- 4 D は、C の遠縁にあたる人物であった。
- 5 本件売買契約では、代金は 1000 万円とされていたが、B が調べた限りでは、代金が支払われたかどうか定かでなく、そもそも本件売買契約が実際に存在するのかどうかも疑わしいところがあった。

(問 1 )

かりに、本件売買契約が実際には存在せず、C が D の協力を得て D への所有権移転登記手続をしていた場合、A 社は D に対して本件土地の抹消登記手続請求ができるか。

(60 点)

(問2)

かりに、本件売買契約が実際に存在した場合、A社はDに対して本件土地のCへの移転登記手続請求ができるか。(40点)

[2] 以下の文章を読んで各間に解答しなさい。

- 1 2023年1月13日、Aは専門店で新車のバイク（以下「甲」とする。）を70万円で購入し、同月16日、専門店に甲を引き取りに行き、早速甲に乗って自宅に帰った。同年1月30日の早朝、甲はAの自宅ガレージから何者かによって盗まれ、同日、Aは警察に盜難届を出した。
- 2 同年3月21日、甲を下取りした中古車卸売センターが、事実1を知らないバイク販売業者Bに甲を売却し、引き渡した。Bは、店舗において、甲に「ほぼ新品・今月の特売品」というラベルを貼って売り出した。その後、同年4月16日、CがBから甲を60万円で購入し、同日、甲の引渡しを受けた。このとき、Cは事実1を知らず、また、甲にはナンバープレートがついておらず、目立った傷が全くなかったことから、Bをきちんとした業者であると思った。
- 3 同年7月25日、Aは警察から連絡を受け、現在Cが甲を使用していることを知った。

(問1)

2023年7月31日、AはCに対して甲の引渡しを請求した。これに対して、Cは、甲の所有権は自身に帰属すると反論し、甲の引渡しを拒んだ。Cの反論の当否を論じなさい。(40点)

(問2)

- ①Cは、(問1)のAの請求に対して、甲の購入代金60万円を支払うまでは甲を引き渡さないと反論した。Cの反論の当否を論じなさい。(20点)
- ②Cは、(問1)のAの請求に応じて甲をAに引き渡した。その後、CがAに対し、甲の購入代金60万円を支払うよう請求した。Cの請求の当否を論じなさい。(20点)

(問3)

Aは(問1)の請求に加えて、甲の使用利益相当額の返還を請求したが認められるか。(20点)